

マル優の適用に関するご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は城北信用金庫をお引き立て賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫で「マル優」をご利用いただいているお客さまには、ご利用のご申告をいただく場合、「非課税貯蓄申告書」のほか「申請書」と確認書類の写しをご提出いただいておりますが、平成28年1月よりマイナンバーの利用開始に伴い、個人番号（マイナンバー）の確認も必要となりましたので、平成27年以前より「マル優」をご利用いただいているお客さまからも個人番号の記載された「個人番号届出書」と確認書類の写しのご提出をお願いしております。

平成28年4月の税制改正の折りも、「申請書」と確認書類の写しをご提出いただく取扱につきましては、特段税務当局からの見解も示されておらず、引続き個人番号のお届けをお願いしておりましたが、先般税務当局に確認いたしましたところ、「平成27年以前からマル優を利用している方は、新たに申告書を提出しない限り個人番号の届出は必要ありません。」との見解を得ました。

従いまして、平成27年以前に「マル優」をご利用いただいているお客さまから、個人番号のお届けをいただく必要はございませんので改めてご案内申し上げます。

ただし、以下の申告書をご提出いただく場合には、個人番号を申告書に記載する必要があり、併せて「個人番号届出書」と確認書類の写しのご提出をお願いすることとなりますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

- ・「非課税貯蓄申告書」
- ・「非課税貯蓄限度額変更申告書」
- ・「非課税貯蓄に関する異動申告書」
- ・「非課税貯蓄廃止申告書」

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今後とも引続き、当金庫をご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

なお、ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。
当金庫窓口については「[店舗・ATMのご案内](#)」をご参照ください。